

- ◎新潟県訓令第13号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月10日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新 潟 県 議 会 議 長 沢 野 修
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 巻 克 恕
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係） 採用時等健康診断				別表第1（第4条関係） 採用時等健康診断			
対象者	検査の項目		備考	対象者	検査の項目		備考
1 新規採用職員	基本 検診	(1)～(14) (略) <u>(15) 血清クレアチニン 検査（医師が必要と認める場合）</u>	(略)	1 新規採用職員	基本 検診	(1)～(14) (略)	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注) (略)				(注) (略)			
別表第2（第4条関係） 一般定期健康診断				別表第2（第4条関係） 一般定期健康診断			
区分	対象者	検査の項目	備考	区分	対象者	検査の項目	備考
(略)				(略)			
2 生活習慣病検診	30歳以上の職員及び交替制勤務により深夜業務に従事する職員	(1)～(14) (略) <u>(15) 血清クレアチニン検査（医師が必要と認める場合）</u>	(略)	2 生活習慣病検診	30歳以上の職員及び交替制勤務により深夜業務に従事する職員	(1)～(14) (略)	(略)
(略)				(略)			